

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会

日時：令和3年3月24日（水）午前10時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

—— 会 議 次 第 ——

議 事

1 答 申

「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価調査計画書

2 諮 問

「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案

3 受理報告

4 その他

【審議資料】

資料1 「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価調査計画書について

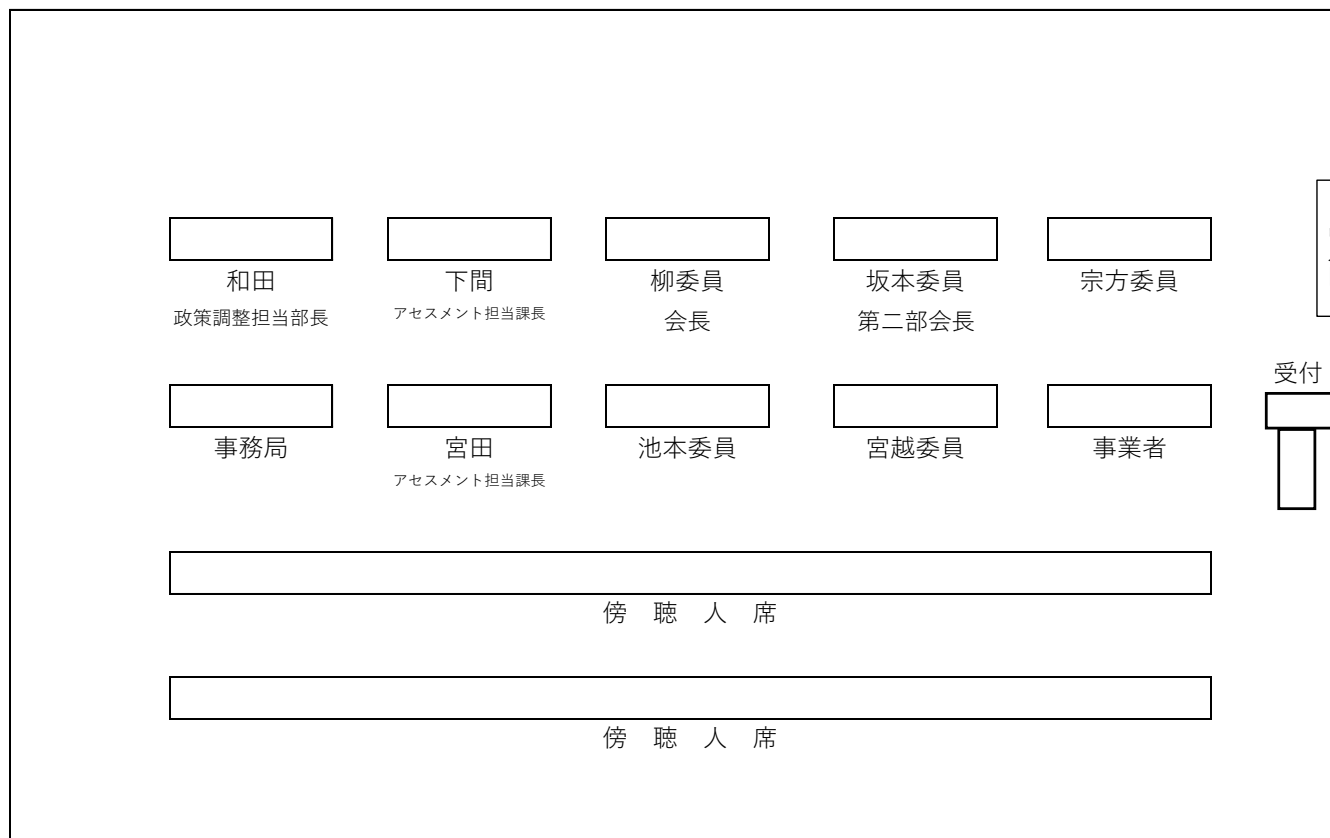
資料2 「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案について

資料3 受理報告

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」総会 座席配置

日時：令和3年3月24日（水）午前10時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21



<テレビ会議による出席者>

第一部会長 齋藤委員

荒井委員 袖野委員

池邊委員 高橋委員

奥委員 堤委員

日下委員 寺島委員

玄委員 平林委員

小林委員 森川委員

小堀委員 保高委員

渡邊委員

(16名)

資料 1

令和 3 年 3 月 24 日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 坂 本 慎 一

「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価調査計画書
について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第 1 審議経過

本審議会では、令和 3 年 1 月 15 日に「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地の一部は、別事業である土地区画整理事業区域を含み、当該区画整理事業との施行時期の重複により、工事用車両がもたらす一般粉じん、騒音・振動の影響増大が懸念されることから、施行中の将来交通量について適切に算定を行うこと。

【景観】

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、関係地域の景観に関する法令や計画等を踏まえ、地域の特性を考慮した上で、適切に地点を選定し、予測・評価を行うこと。

第 3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|-----|-----------|---|
| 審議会 | 令和3年1月15日 | ・調査計画書について諮問 |
| 部 会 | 令和3年3月16日 | ・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物) ・総括審議 |
| 審議会 | 令和3年3月24日 | ・答申 |

資料 2

2 環 総 政 第 539 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 3 年 3 月 24 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第 518 号 「(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案

受 理 報 告 (3 月)

| 区 分 | 対 象 事 業 名 称 | 受 理 年 月 日 |
|-----------------|---|-----------------|
| 1 環 境 影 響 評 価 書 | 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線 (稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間) 建設事業 | 令和 3 年 2 月 3 日 |
| 2 事 後 調 査 報 告 書 | 一般国道 16 号横浜町田立体建設事業 (工事の施行中その 14) | 令和 3 年 2 月 15 日 |
| | 東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業 (工事の施行中その 4) | 令和 3 年 2 月 15 日 |
| 3 変 更 届 | 一般国道 16 号横浜町田立体建設事業 | 令和 3 年 2 月 15 日 |
| | 三田小山町西地区第一種市街地再開発事業 | 令和 3 年 2 月 17 日 |

受 理 年 月 日
令和 3 年 2 月 3 日

「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線
(稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間) 建設事業」
特例環境配慮書審査意見書と環境影響評価書との関連

| 項 目 | 特例環境配慮書審査意見書の内容 | 環境影響評価書の記載内容 |
|--------|--|--|
| 騒音・振動 | 工事の施行中のトンネル工事においてトンネル坑口では防音ハウスを使用し、環境への影響については小さいとしているが、トンネル坑口付近には住宅等が存在し、またトンネル工事は7年間と長期にわたることから、建設工事騒音の低減等の環境保全措置を確実に実行するとともに、必要に応じてより一層の環境保全の措置についても検討すること。 | 工事の施行中の予測に反映しなかった措置として、トンネル工事を実施する際に、必要に応じて一層の環境保全のための措置について検討することを追記した。(評価書 本編 P153) |
| 生物・生態系 | 予測地域である湿地の生息(育)環境について、事業が影響を及ぼす可能性は低いとしているが、湿地には注目される貝類等が存在しているため、工事の施行中において実施する地下水位等のモニタリング結果を丁寧に説明するとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置の実施についても検討すること。 | トンネル工事の着手前、施工中、完了後の植生図を作成すること、トンネル工事の着手前から完了後にかけて地下水位等のモニタリングを行うこと、これらにより工事による生息(育)環境及び陸水域生態系の変化の有無を把握し、調査結果を事後調査報告書のなかで明らかにすることを明記した。 また、環境に著しい影響を及ぼすおそれが認められる場合には、環境保全のための措置を講じることを追記した。 (評価書 本編 P261) |

2月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和3年2月24日

■事後調査報告書

事業名：新可燃ごみ処理施設整備事業事後調査報告書（工事の施行中その1）

事業者名：浅川清流環境組合

| 項目 | 助言事項 | | 事業者回答 |
|------|------|---|--|
| 土壌汚染 | 1 | 除去した掘削土の深度についても記載が望ましい。例えば、B-4-2に対してどの深度まで汚染土を除去したのかの記述があれば、汚染土に対して適切に対応がなされたと第三者が客観的に判断しやすいと思われる。 | B-4-2については0.75mまでの汚染土壌を0.85mまで土壌除去しております。ご意見を踏まえ、第三者が客観的に判断しやすい情報提供に努めます。 |
| | 2 | 土壌汚染対策の基本は汚染土への対応ですが、『可能な限り』汚染の原因についても『意識した』対応をお願いしたい。一般に、原因の追求は困難ですが、原因が分かれば汚染の広がりや程度を予想できる場合もある。今回の場合、周辺にも汚染が広がっている可能性も否定できないので、今後も定期的な地下水のモニタリングとともに、汚染の原因についても『意識して』対応していただきたい。 | ご指摘を踏まえ、隣接する日野市クリーンセンターと協力し、敷地内の維持・管理に努めてまいります。 |
| 水循環 | 1 | 事業の影響による地下水位の低下はまだ回復しておらず、引き続き地下水位の経過確認が必要であるとのこと、引き続き、地下水位の経過確認を適時実施いただければと思います。 | 次回、事後調査報告書（工事の施行中その2）において、ご報告いたします。 |
| その他 | 1 | 調査結果の多くは2年前以上前のものであり、また、当該施設はすでに供用開始されていて事後調査報告書の提出スケジュールが遅いように感じます。 | 本報告書は、隣接する日野市クリーンセンターからの環境影響も踏まえた内容になっています。今回の報告にあたり、日野市クリーンセンターの工事結果受領等の調整に時間を要した結果、工事完了後のご報告となりました。以後、速やかな報告に努めます。 |

■変更届

事業名：(仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

事業者名：東京都、三井不動産レジデンシャル株式会社

| 項目 | 助言事項 | 事業者回答 |
|-------------|--|--|
| <p>施工計画</p> | <p>p.9では「工種、工法、施工規模に変更はない」と記載されていますが、住宅棟の盛土・外構工事や商業棟の仕上・設備工事、盛土・外構工事が1年以上にわたって追加で発生しており、工事の規模が大きくなっているように見えますが、変更がないということをもう少し具体的に説明していただけますでしょうか。</p> | <p>本再開発事業では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会中は選手村として利用することから、大会の開催延期に伴いⅡ期工事着手が遅れております。また、国が進めている建設業の働き方改革により本事業においても四週八閉所を導入すること、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、建設業界の労務人員の確保や重機などを含めた資材の調達が不透明であることなどから工事の遅れが生じることとなり、工期変更をいたしました。</p> <p>なお、敷地面積や建築計画等、工事規模については従前からの変更はございません。</p> |

3月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和3年3月24日

■事後調査報告書

事業名：一般国道16号横浜町田立体建設事業（工事の施行中その14）

事業者名：国土交通省関東地方整備局

| 項目 | 助言事項 | | 委員 |
|-------|------|--|------|
| 騒音・振動 | 1 | <p>14時台の騒音測定値（84 dB）が非常に大きく、基準値（80 dB）を超過しています（表2-6（1））。「岩石を砕く作業が必要になった」という記述（p.23の記述）から特異的・一時的な状況だったと考えられますが、測定時の写真（図2-2）からは周辺住民が通行する可能性のある場所と思われ、結果論ですが、仮囲いを設置しなかったのは配慮不足だったのではないのでしょうか。</p> <p>同様の状況はいつでも起き得ると考えられますので、今後は、できるだけ仮囲いを設置するなどの必要な対策を講じて作業することを心掛けて下さい。</p> | 高橋委員 |

■変更届

事業名：三田小山町西地区第一種市街地再開発事業

事業者名：三田小山町西地区市街地再開発組合

| 項目 | 助言事項 | | 委員 |
|----|------|---|------|
| 全般 | 1 | <p>工事予定期間中に近隣に開発事業は予定されているでしょうか？</p> <p>4年間という工事期間に変更はないものの、予定していた工事期間より遅れた工事開始となることから、近隣の開発事業と時期が重なる場合には、環境への悪影響が増幅される懸念があります。このため、工事に当たっては、関係者と十分に調整を行うなど、周辺状況の変化にも留意した環境保全措置をお願いしたいです。</p> | 袖野委員 |